

平成25年度県地域防災計画の主な修正ポイント

【原子力災害対策編】

① 災害対策を重点的に実施すべき対象区域等の明確化

- * 災害対策を重点的に実施すべき区域（即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ））の設定（第1章第3節）
- * 即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）の対象範囲を市町村ごとに明確化（第1章第3節）

② 緊急時モニタリング体制の見直し

- * 国が統括する緊急時モニタリングへの参画（初動は県が主体となって実施）について明記（第2章第10節、第3章第4節）
- * 緊急時モニタリング計画の作成について明記（第2章第10節）

③ 安定ヨウ素剤の配布体制の強化

- * 安定ヨウ素剤の事前配布体制等の整備について明記（第2章第11節）
- * 安定ヨウ素剤の予防服用の指示について明記（第3章第8節）

④ 即時避難困難時の対応

- * 放射線防護機能を備えた施設等の整備等の取組みについて明記（第2章第12節）